



鳥取県公報

令和4年6月21日（火）
第9409号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（2件）（352・353）（企業支援課） 2
	土地改良区の定款の変更の認可（354）（農地・水保全課） 3
	保安林の指定施業要件の変更（355）（東部農林事務所） 3
	保安林の指定施業要件の変更予定（2件）（356・357）（〃） 3
	指定障害児通所支援事業者の指定（358）（西部総合事務所県民福祉局） 4
	指定障害福祉サービス事業者の指定（359）（〃） 4
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集（14） 5
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 （東部農林事務所） 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（企業局経営企画課） 5

告 示

鳥取県告示第352号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和4年6月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
米子市米原複合 米子市米原六丁目257ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田 寛明 東京都千代田区麴町五丁目1-1
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名
変更前 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳
変更後 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田 寛明
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
変更前 株式会社ジーユー 山口県山口市佐山717-1
変更後 株式会社ジーユー 山口県山口市佐山10717-1
- 4 変更年月日
令和2年7月17日ほか
- 5 届出年月日
令和4年6月2日
- 6 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
令和4年6月21日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第353号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和4年6月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
米子しんまち 米子市西福原二丁目1-10
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ワイエヌティ 代表取締役 戸田 至 米子市西福原二丁目1-10
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
6の書類に記載のとおり

- 4 変更年月日
令和元年6月30日ほか
- 5 届出年月日
令和4年6月6日
- 6 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
令和4年6月21日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第354号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、智頭土地改良区の定款の変更を令和4年5月31日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年6月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第355号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年6月21日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鳥取市青谷町青谷字夏泊5515
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第356号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年6月21日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
鳥取市佐治町尾際字名谷口851の6、字檜上1177の1
- 2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第357号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年6月21日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市佐治町尾際字名谷口851の3

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第358号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月21日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
公益社団法人 青年海外協力 協会	長野県駒ヶ根 市中央16-7	J's こどもL a b o 南部	西伯郡南部町法勝寺 516	児童発達支 援	令和4年6 月13日

鳥取県告示第359号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月21日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
公益社団法人 青年海外協力 協会	長野県駒ヶ根市 中央16-7	J O C A 南部	西伯郡南部町法勝寺 516	生活介護	令和4年6 月13日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第14号

令和4年第8回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和4年6月21日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 日時 令和4年6月28日（火） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 令和4年7月10日執行の第26回参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における候補者届出について
 - (2) その他

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者の所在が不明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年6月21日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

- 1 所在が不明な者が所有し、又は登記した権利を有する保安林の所在場所
鳥取市気高町奥沢見字大崎969
- 2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 3 通知の要旨
 - 1 に掲げる土地について、令和4年6月3日付鳥取県告示第324号（保安林の指定施業要件の変更予定について）のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- 4 通知の掲示場所 鳥取市役所
- 5 通知の保管場所 鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年6月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

新幡郷発電所水車発電機細密分解点検工事に係る整備用機材購入 一式

(2) 調達物品の仕様

別添購入仕様書による。

(3) 納入期限

令和6年1月16日まで

(4) 納入場所

鳥取県営新幡郷発電所（西伯郡伯耆町金廻）

(5) 入札書の記載方法等

ア 本件入札は、紙入札により行うものであること。

イ 入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。））とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が機械器具類の諸機器に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和4年6月28日（火）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県企業局経営企画課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県企業局経営企画課

電話 0857-26-7443

電子メール kigyoun@pref.tottori.lg.jp

(2) 調達物品の仕様に関する問合せ先

〒683-0012 米子市八幡165

鳥取県企業局西部事務所

電話 0859-26-0017

電子メール kigyokyokuseibu@pref.tottori.lg.jp

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和4年6月21日（火）午前11時から同年7月11日（月）正午までの間にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kigyokuyoku/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和4年6月21日（火）から同年7月11日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年8月2日（火）午後2時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月1日（月）午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎2階企業局会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。なお、封筒には必ず件名及び入札者名を記載すること。

(2) 入札を郵便等により行う場合には、入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に、それぞれ「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記し、提出すること。

なお、郵送の場合、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和4年7月11日（月）正午までに、郵便又は持参の方法により提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第8号。以下「財務規程」という。）第65条の4に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札したものを落札者とする場合がある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products : A suite of Repair parts for Shinhatasato Hydroelectric Power Station

(2) July 11, 2022 noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) August 2, 2022 2:00 PM : Time-limit for submission of tenders

(August 1, 2022 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Office of Business Planning Division, Tottori Prefecture Public Enterprise Bureau, 1-271 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan,

TEL : 0857-26-7443